

徳島市農業委員会総会農地関係議事録

徳島市農業委員会総会農地関係の開催については、次のとおりである。

1 日 時 平成30年7月31日（火） 15時15分から書類審査
15時30分から開会

2 場 所 徳島市本庁舎13F 大会議室

3 議事内容

付議案件

- | | |
|-------|------------------------------|
| 第1号議案 | 農地法第3条の規定による許可申請の審議について |
| 第2号議案 | 農地法第4条の規定による許可申請の審議について |
| 第3号議案 | 農地法第5条の規定による許可申請の審議について |
| 第4号議案 | 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の審議について |
| 第5号議案 | 相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認について |
| 第6号議案 | 農用地利用集積計画の承認について |

報告事項

1. 農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出について
2. 農地法第5条第1項の規定に基づく許可の決定及び指令書の交付について
3. 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出について
4. 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出について
5. 農地法第18条第6項の処理について
6. 農地の転用制限の例外（農地法第4条）による届出について
7. 地目変更登記に係る照会に対する回答について
8. 農用地利用集積計画の取り下げについて

4 出席委員

農業委員

在任委員数 19名 出席委員数 19名

- 1番 岸本 昇
- 2番 橘 榮一
- 3番 天羽 俊文
- 4番 野口 俊廣
- 5番 大貝 美治
- 6番 金沢 敬治
- 7番 能田 義弘
- 8番 西 一
- 9番 久米 裕純
- 10番 川人 泰博
- 11番 佐々木 永薫
- 12番 森 政雄
- 13番 品山 昌美
- 14番 植田 美恵子
- 15番 細川 勝義
- 16番 谷川 興一
- 17番 鎌田 良昭
- 18番 朝田 三郎

農地利用最適化推進委員

在任委員数 18名 出席委員数 10名

- 1番 井川 洋二
- 2番 石田 哲治
- 4番 岸野 重幸
- 5番 谷野 勝
- 6番 桑野 欣伸
- 10番 武市 慧治
- 11番 松浦 義幸
- 14番 兼田 博行
- 15番 住友 勇
- 17番 野口 芳久

平成30年7月31日 15時15分から書類審査
徳島市役所13階 大会議室にて開催

(開会 15時30分)

議長 ただ今から、平成30年7月徳島市農業委員会総会を開会いたします。
本日の総会は、農業委員19名全員が出席しており、会議が成立しております。
はじめに、議事録署名者の選任についてですが、議長名において指名することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、本日の議事録署名者は、5番・大貝 美治委員、15番・細川 勝義委員にお願いします。
それではこれより各議案の審議に入りますが、議案各号ごとに採決しますので、よろしくお願いたします。
では、第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の審議を開始します。
それでは、事務局より、議案の説明をお願いします。

職員 それでは第1号議案、農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議についてご説明します。

議案書1ページをお開きください。

全ての申請について法定の添付書類は整っております。

農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しているものは見受けられないと思われま。耕作労力・農機具の保有状況等の問題は見受けられず、また、周辺への支障・影響を生ずる要因は特に見受けられません。

なお、許可の適否にあたり、不許可の例外規定に該当するものや、特に注意すべき事項のある案件については、個別に説明をさせていただきます。

1番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望により、農地3筆の所有権が移転されるものです。許可後、譲受人の耕作面積は79aに至るもので、譲受人は対象地において、水稻の栽培を行うとのこと。です。

2番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望により、農地1筆の所有権が移転されるものです。許可後、譲受人の耕作面積は261aに至るもので、譲渡人は対象地において、甘藷の栽培を行うとのこと。です。

3番は、譲渡人から譲受人へ、譲受人の経営拡大のため、農地1筆に使用貸借権を設定するものです。許可後、譲受人の耕作面積は63aに至るもので、譲受人は対象地において、季節野菜の栽培を行うとのこと。です。

第1号議案は以上3件で、対象地は、田850㎡、畑1,759㎡で、合計2,609㎡となります。

ご審議をよろしくお願いたします。

議長 事務局からの説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見、ご質問はありませんか。

それでは、ご意見が無いようですので採決いたします。

第1号議案の農地法第3条の規定による許可申請は、全案件を議案書のとおり許可することに異議はございませんか。

- 全委員 異議無し。
- 議長 異議がないということですので、第1号議案については全案件を議案書のとおり許可することに決定いたしました。
それでは、次の審議に移ります。第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請の審議を開始します。
それでは、事務局、議案の説明をお願いします。
- 職員 それでは第2号議案、農地法第4条の規程による許可申請の審議についてご説明します。
議案書2ページをお開きください。
まず、全ての申請について法定の添付書類は整っています。
1番は、申請人が、太陽光発電施設に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地です。一般基準について、申請人は、南方に広がりがあり日射量が十分確保できる申請地を、太陽光発電施設として有効活用することを計画しており、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。
2番は、申請人が、露天駐車場に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地です。一般基準について、申請人は、申請地の北隣に居住し、駐車場が狭く不便をきたしていました。自家用・来客用・家族の帰省用としての駐車スペースを確保するため、申請地を活用することを計画したもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。
第2号議案は以上2件で、田が1,450㎡、畑が98,81㎡の計1,548,81㎡です。
転用目的の内訳は、駐車場・資材置場53,44㎡、その他施設用地1,495,37㎡です。
以上、ご審議をよろしくをお願いします。
- 議長 事務局からの説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見、ご質問はありませんか。
それでは、ご意見が無いようですので採決いたします。
第2号議案の農地法第4条の規定による許可申請は、全案件を許可することに異議はございませんか。
- 全委員 異議無し。
- 議長 異議がないということですので、第2号議案については全案件を議案書のとおり許可することに決定いたしました。
続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは事務局、議案の説明をお願いします。
- 職員 それでは第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議についてご説明します。
議案書3ページをお開きください。
まず全ての申請について、法定の添付書類は整っております。
1番と2番、3番は、事業内容等が同一のため、合わせて説明させていただきます。
1番は、譲受人が、賃貸借権の設定を受け、2番は、譲受人が、賃貸借権の設定を受け、3番は、譲受人が、所有権の移転を受けて、太陽光発電施設へ転用するものです。

立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されま
す。一般基準については、譲受人は、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、発
電事業を行うにあたり、付近に高い建物がなく、効率的に発電が可能であることから
この地に計画し申請に至ったもので、発電設備の概要は、1番は、太陽光パネル
300枚、出力49.50kW規模のもので、事業費総額1,600万円、全額を自
己資金とする資金証明の提出が有り、2番と3番は、太陽光パネル2,192枚、出
力499.70kW規模のもので、事業費総額7,800万円、全額を借入資金とす
る融資契約書の提出が有り、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地
への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、2番と3番については、転
用面積が1,500㎡を超え、大規模なため、多家良地区の委員さん4名、転用者側
4名、事務局2名で地区審査を実施しました。

4番は、譲受人が使用貸借権の設定を受けて、世帯分離住宅に転用するものです。
立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されま
す。一般基準については、譲受人は、現在、借家に住んでいますが、実家の農作業を
手伝い、農業後継者を目指しているため、親の実家にも近いこの地に、新しい居宅の
建築を計画し、申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、
隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

5番と6番は、事業内容等が同一のため、合わせて説明させていただきます。5番
は、譲受人が、賃貸借権の設定を受け、6番は、譲受人が、所有権の移転を受けて、
太陽光発電施設へ転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれに
も該当しない第2種農地に区分されます。一般基準については、譲受人は、再生可能
エネルギー発電設備の認定を受け、発電事業を行うにあたり、付近に高い建物がなく、
効率的に発電が可能であることからこの地に計画し申請に至ったもので、発電設備の
概要は、2件合わせて太陽光パネル960枚、出力283.20kW規模のもので、
事業費総額4,700万円、全額を自己資金とする資金証明の提出が有り、転用の必
要性、確実性は認められます。

また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、転用面積が
1,500㎡を超え、大規模なため、多家良地区の委員さん4名、転用者側1名、事
務局2名で地区審査を実施しました。

7番は、譲受人が使用貸借権の設定を受けて、世帯分離住宅に転用するものです。
立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されま
す。一般基準については、譲受人は、現在、実家で両親と同居していますが、手狭で
子供が産まれたため、親の実家にも近いこの地に、新しい居宅の建築を計画し、申請
に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防
除措置についても問題は見受けられません。

8番は、譲受人が、所有権の移転を受けて、露天資材置場へ転用するものです。
立地基準については、JR地蔵橋駅から300mに位置する農地で第3種農地に区分
されます。一般基準については、譲受人は、上下水道工事業等の事業を行ってしま
すが、事業拡大に伴って現在の資材置場が満杯で困っており、探していたところ話がま
とまり、このたびの申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。
また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

9番は、譲受人が、賃貸借権の設定を受けて、露天資材置場へ転用するものです。
立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されま
す。一般基準については、譲受人は、土木、建築工事業等の業務を行っていますが、
最近、徳島環状線近隣の工事が多く、残土置場がなく、探していたところ話がまと
まり、このたびの申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、
隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

10番は、譲受人が、所有権の移転を受けて、太陽光発電施設へ転用するものです。
立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されま
す。一般基準については、譲受人は、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、発

電事業を行うにあたり、付近に高い建物がなく、効率的に発電が可能であることからこの地に計画し申請に至ったもので、発電設備の概要は、太陽光パネル360枚、出力104.40kW規模のもので、事業費総額2,400万円、全額を自己資金とする資金証明の提出が有り、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、転用面積が1,500㎡を超え、大規模なため、上八万地区の委員さん4名、転用者側1名、事務局2名で地区審査を実施しました。

11番は、譲受人が所有権の移転を受けて、露天駐車場に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準について、譲受人は、不動産業を営んでいますが、自動車修理、販売業等の事業をおこなっている業者が、新たな駐車場が必要となったためこの地に計画し、話がまとまりこのたびの申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

12番は、譲受人が所有権の移転を受けて、海苔養殖道具置場に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準について、譲受人は、海苔の生産加工を営む会社ですが、海苔の養殖道具置場及び乾燥道具を保管、管理する場所が手狭となり、この地に計画し、話がまとまりこのたびの申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

13番は、譲受人が、所有権の移転を受けて、太陽光発電施設へ転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準については、譲受人は、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、発電事業を行うにあたり、付近に高い建物がなく、効率的に発電が可能であることからこの地に計画し申請に至ったもので、発電設備の概要は、太陽光パネル300枚、出力91.50kW規模のもので、事業費総額1,200万円、全額を自己資金とする資金証明の提出が有り、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、転用面積が1,500㎡を超え、大規模なため、川内地区の委員さん5名、転用者側2名、事務局2名で地区審査を実施しました。

14番は、譲受人が、所有権の移転を受けて、露天貸資材置場へ転用するものです。立地基準については、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地に区分されますが、集落接続の例外規定にあてはまります。一般基準について、譲受人は、不動産業等を営んでいますが、事業拡大のため資材置場が必要な業者に賃貸借することと、話がまとまりこのたびの申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、転用面積が1,000㎡を超え、大規模なため、川内地区の委員さん5名、転用者側1名、事務局2名で地区審査を実施しました。

15番は、譲受人が所有権の移転を受けて、露天資材置場に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準について、譲受人は、建設業を営んでいますが、現在使用している、資材置場が手狭となり、新たな資材置場が必要となったためこの地に計画し、話がまとまりこのたびの申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、転用面積が1,000㎡を超え、大規模なため、川内地区の委員さん5名、転用者側1名、事務局2名で地区審査を実施しました。

16番は、譲受人が、所有権の移転を受けて、露天駐車場へ転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準については、譲受人は、不動産業等を営んでおり、隣接地の住宅をリフォームするにあたり、駐車場がないため、この地と一体で、利用することを計画し、申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害

害防除措置についても問題は見受けられません。

17番は、譲受人が、所有権の移転を受けて、太陽光発電施設へ転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準については、譲受人は、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、発電事業を行うにあたり、付近に高い建物がなく、効率的に発電が可能であることからこの地に計画し申請に至ったもので、発電設備の概要は、太陽光パネル540枚、出力143.10kW規模のもので、事業費総額4,700万円、全額を借入資金とする融資証明の提出が有り、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、転用面積が1,500㎡を超え、大規模なため、川内地区の委員さん5名、転用者側2名、事務局2名で地区審査を実施しました。

18番は、譲受人が、使用貸借権の設定を受けて、椎茸廃菌床の仮置場として一時転用しようとするものです。立地基準については、地区再編農業構造改善事業がおこなわれた農地で、甲種農地に区分されます。一般基準については、譲受人は、菌床で椎茸を栽培しておりますが、廃菌床の処分施設を建設することとなり、この地を仮置場として利用することで話がまとまり、このたびの申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、現地はすでに一部、廃菌床が仮置されており、このたびの申請について、農地法の手続きを取らなかったことを反省する旨の始末書の提出があります。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、転用面積が1,000㎡を超え、大規模なため、国府地区の委員さん2名、転用者側2名、事務局2名で地区審査を実施しました。

19番と21番は、事業内容等が同一のため合わせて説明させていただきます。この2件の申請は、譲受人が、所有権の移転を受けて、太陽光発電施設へ転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準については、譲受人は、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、発電事業を行うにあたり、付近に高い建物がなく、効率的に発電が可能であることからこの地に計画し申請に至ったもので、発電設備の概要は、19番が太陽光パネル318枚、出力87.45kW規模のもの、21番が太陽光パネル360枚、出力99.00kW規模のもので、事業費総額3,712万円、全額を自己資金とする残高証明の提出が有り、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

20番は、譲受人が、所有権の移転を受けて、露天貸資材置場へ転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準について、譲受人は、不動産業等を営んでいますが、事業拡大のため資材置場が必要な業者に賃貸借することと、話がまとまりこのたびの申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、転用面積が1,000㎡を超え、大規模なため、南井上地区の委員さん2名、転用者側1名、事務局2名で地区審査を実施しました。第3号議案は、21件で、田25,270㎡、畑2,643㎡で、計27,913㎡。転用目的の内訳は、住宅用地575㎡、駐車場・資材置場用地8,204㎡、その他施設用地19,134㎡になります。

以上で説明を終わります。ご審議をよろしく願いたします。

議長

事務局の説明は以上ですが、複数の案件で地区審査を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、ご意見をいただきたいと思ます。

それでは、2番と3番案件、5番と6番案件の地区審査に参加していただいた、多家良地区の橋委員さん、転用計画の内容等について、ご心証などはいかがでしたでしょうか。

橋委員

今月17日の午後2時から、2番と3番案件、5番と6番案件の地区審査を実施しましたので、報告します。

まず、2番と3番案件についてです。参加者は岸本委員、井川推進委員、石田推進委員と私の委員4名、転用者側1名、事務局2名の7名です。場所は、洪野保育所から西へ約500mに位置する農地で、このあたりは、公共投資の対象となっていない農地で、第2種農地に区分されるということです。事業規模ですが、今回の農地転用に係る申請面積は、7,124㎡になります。今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で2番案件の土地については賃貸借権の設定、3番案件の土地については所有権を移転して太陽光発電施設に転用しようとするものです。また、農振法の除外については、昨年の11月に除外になっているとのことです。土地の造成については、クラッシャーを敷きつめて整地し、周囲をフェンスで囲み太陽光パネルを設置することです。排水については、雨水のみで地下浸透で計画地内で処理する予定ですが、大雨のときは既存の水路に排水する計画で、地元の水利組合、土地改良区と協議は整っております。

次に4番と5番の案件についてです。参加者は岸本委員、井川推進委員、石田推進委員と私の委員4名と、転用者側1名、事務局1名の7名です。場所は、JA徳島市多家良支所八多事務所の西約40mに位置する農地で、このあたりも、公共投資の対象となっていない農地で、第2種農地に区分されるということです。今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で5番案件の土地については賃貸借権の設定、6番案件の土地については所有権を移転して太陽光発電施設に転用しようとするものです。また、農振法の除外については、昨年の11月に除外になっているとのことです。土地の造成については、現状で整地、転圧し、クラッシャーを敷きつめて周囲をフェンスで囲み太陽光パネルを設置することです。排水については、雨水のみで地下浸透で処理する計画ですが、処理しきれない分は北側の既存の水路に排水する計画であるとのことで、地元の水利組合と協議は整っております。

結論として、今回の転用許可申請について、被害防除措置に問題はなく、農地法上で許可相当となる条件を満たしているのであれば、多家良地区の委員は一致して、許可やむを得ないのではないかと心証を持ちました。

報告は以上です。よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。続きまして、10番案件の地区審査に参加していただいた、上八万地区の佐々木委員さん、転用計画の内容等について、ご心証などはいかがでしたでしょうか。

佐々木委員

今月11日の午前10時から10番の案件で地区審査を実施いたしましたので報告します。参加者は川人会長と私の委員2名と、武市推進委員、松浦推進委員、転用者側1名、事務局2名の7名です。場所は、一宮小学校から西へ約800mに位置する農地で、このあたりは、公共投資の対象となっていない農地で、第2種農地に区分されるということです。今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で所有権を移転して太陽光発電施設に転用しようとするものです。

また、農振法の除外については、昨年の11月に除外されているとのことです。土地の造成については、道路高まで砕石を敷いて整地し、周囲をフェンスで囲み太陽光発電施設に転用する計画です。排水についてですが、雨水のみで地下浸透及び北側の既存の水路に排水することです。排水の同意についてですが、地元の一宮土地改良区より、同意を得ております。

結論として、今回の転用許可申請について、被害防除措置に問題はなく、農地法上で許可相当となる条件を満たしているため、上八万地区の委員は一致して、許可やむを得ないのではないかと心証を持ちました。

報告は以上です。よろしくお願いいたします

議長

ありがとうございました。続きまして、13番、14番、15番、17番案件の地区審査に参加していただいた、川内地区の細川委員さん、転用計画の内容等について、ご心証などはいかがでしたでしょうか。

細川委員

今月11日の午後1時30分から大規模な転用申請案件が4件あり、それぞれ地区審査を実施しましたので、報告します。

まず、13番の案件についてです。参加者は植田委員さん、市岡委員さんと、兼田推進委員さん、住友推進委員さんと私の委員5名と、転用者側2名、事務局2名の9名です。場所は、徳島自動車道徳島インターチェンジから西へ約800mに位置する農地で、このあたりは、公共投資の対象となっていない農地で、第2種農地に区分されるとのことです。

今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で所有権を移転して太陽光発電施設に転用しようとするものです。

また、農振法の除外については、昨年11月に除外されているとのこと。土地の造成については、道路高まで砕石を敷いて整地し、周囲をフェンスで囲み太陽光発電施設に転用する計画です。排水についてですが、雨水のみで地下浸透及び北側の既存の水路に排水するとのこと。排水の同意についてですが、地元の上別宮水利組合より、同意を得ております。

続いて14番の案件についてです。参加者は植田委員さんと、市岡委員さん、兼田推進委員さん、住友推進委員さんと私の委員5名と、転用者側1名、事務局2名の8名です。場所は、新加賀須野橋から南西へ約1kmに位置する農地で、このあたりは、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で所有権を移転して露天資材置場に転用しようとするものです。また、農振法の除外については、今年の7月に除外されているとのこと。土地の造成については、道路高まで盛土して整地し、業務拡張に伴って資材置場が不足し、適地をさがしている業者と賃貸借することで話がまとまったとのこと。排水についてですが、雨水のみで地下浸透になります。処理しきれない分は、市道側に傾斜をつけ、既存の水路に排水するとのこと。隣接農地には影響が出ないよう対策するとのこと。排水の同意についてですが、地元の川内土地改良区より、同意を得ております。

続いて15番の案件についてです。参加者は植田委員さんと、市岡委員さん、兼田推進委員さん、住友推進委員さんと私の委員5名と、転用者側1名、事務局2名の8名です。場所は、新加賀須野橋から東へ約700mに位置する農地で、このあたりは、公共投資の対象となっていない農地で、第2種農地に区分されるとのことです。

今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で所有権を移転して露天資材置場に転用しようとするものです。また、農振法の除外については、当初から除外されているとのこと。土地の造成については、転圧後山土で盛土して整地し、業務拡張に伴って資材置場が不足し、適地をさがしている業者と話がまとまったとのこと。排水についてですが、雨水のみで地下浸透になります。処理しきれない分は、集水桝に集め傾斜をつけ、南側の既存の水路に排水するとのこと。隣接農地には影響が出ないよう対策するとのこと。排水の同意についてですが、地元の川内土地改良区より、同意を得ております。

つぎに、17番の案件についてです。参加者は植田委員さん、市岡委員さんと、兼田推進委員さん、住友推進委員さんと私の委員5名と、転用者側2名、事務局2名の9名です。場所は、阿波しらさぎ大橋北詰の北東側に位置する農地で、このあたりは、公共投資の対象となっていない農地で、第2種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で賃貸借権の設定をして太陽光発電施設に転用しようとするものです。また、農振法の除外については、今年の3月に除外されているとのこと。土地の造成については、現状のまま整地し、防草シートを設置し、周囲をフェンスで囲み太陽光発電施設に転用する計画です。排水についてですが、雨

水のみで地下浸透及び東側の宮島江湖川に排水するとのことです。排水の同意についてですが、地元の川内土地改良区より、同意を得ております。

結論として、今回の転用許可申請について、被害防除措置に問題はなく、農地法上で許可相当となる条件を満たしているため、川内地区の委員は一致して、許可やむを得ないのではないかと心証を持ちました。

報告は以上です。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。続きまして、18番案件の地区審査に参加していただいた、国府地区の谷川委員さん、転用計画の内容等について、ご心証などはいかがでしたでしょうか。

谷川委員 今月18日の午前10時から、18番の案件で地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は浦川推進委員と私の委員2名、転用者側2名、事務局2名の6名です。場所は、JR府中駅から北東に約700mに位置する農地で、地区再編農業構造改善事業がおこなわれた農地で、甲種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で、使用貸借権を設定し、転用面積1,338㎡に椎茸の菌床栽培後の廃菌床の仮置場に一時転用しようとするものですが、現地はすでに一部に廃菌床を仮置済で今後は農地法を遵守する旨の始末書の提出があります。譲受人は菌床で椎茸を栽培しておりますが、近年、廃菌床の処分がスムーズに行えなくなり、会社でリサイクル施設を建設することとなり、この施設が稼働するまでの間、申請地を仮置場として利用できないか、と考え、事業所にも近く、利便性も良いことから今回の申請になったとのことです。土地の造成については、養生シートを設置し、雨水排水が隣接農地に流れないようにし、大雨の時にも地下浸透で対処し、地元の用水に流れないように対策するとのこと、以西土地改良区とも話して調整済であるとのことです。地区審査以降新たな廃菌床の増加もなく、周辺の農地に対する被害防除措置についても充分対策され、問題はないと思われまますので、国府地区の委員は一致して転用もやむを得ないとの心証を持ちました。

報告は以上です。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。続きまして、20番案件の地区審査に参加していただいた、南井上地区の鎌田委員さん、転用計画の内容等について、ご心証などはいかがでしたでしょうか。

鎌田委員 今月18日の午前11時から20番の案件で地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は野口推進委員さんと私の委員2名と、転用者側1名、事務局2名の5名で地区審査を実施しました。場所は、県道30号線と29号線の交差点から南に約400mに位置する農地で、このあたりは、公共投資の対象となっていない農地で、第2種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で、所有権の移転をし、露天資材置場として近隣に事務所がある事業者へ賃貸借するというものです。譲受人は不動産業を営み、収益が見込め、幹線道路に近く、利便性も良いことからこの地を利用できないかと、問い合わせしたところ、話がまとまり今回の申請になったとのことです。土地の造成については、道路高まで盛土し、周囲をコンクリート擁壁で囲み、整地して、建設残土、クラッシャー等の置場とするとのことです。周辺の農地や水路、道路へ土砂が流出しないよう十分な対策をしています。排水については、雨水のみで、地元の水利組合とも話して調整済であるとのことです。

今回の転用許可申請については、周辺の農地に対する被害防除措置についても問題はなく、許可相当となる条件を満たしておりますので、南井上地区の委員は一致して許可やむを得ないのではないかと心証を持ちました。

報告は以上です。よろしく申し上げます。

- 議長 ありがとうございます。地区審査に参加された委員からの意見は以上ですが、その他、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見・ご質問はありませんか。
- 議長 谷川委員さん、椎茸の廃菌床を置かれているということで、委員会へ周辺の方々からご意見があったのですが、そのことについてご理解は頂けているのでしょうか。
- 谷川委員 近隣の方々から通報があり、無断転用であったため、是正し転用申請を提出するよう指導を重ねてきました。大量の廃菌床を山積みしており、臭いが気になりますが、リサイクルが進み、ボリュームが減っていけば心配も無くなるのではないかと考えております。
- 議長 分かりました。ありがとうございます。
他に何かございませんか。
それでは、ご意見が無いようですので採決いたします。
第3号議案の農地法第5条の規定による許可申請は、1番と4番から13番、15番から17番、19番から21番案件を議案書のとおり許可すること、2番と3番、14番、18番案件を議案書のとおり許可相当として県に諮問することに異議はございませんか。
- 全委員 異議無し。
- 議長 異議がないということですので、第3号議案については1番と4番から13番、15番から17番、19番から21番案件を議案書のとおり許可すること、2番と3番、14番、18番案件を議案書のとおり許可相当として県に諮問することに決定いたしました。
それでは、次の審議に移ります。
第4号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明願の審議について、を開始します。
それでは事務局より、議案の説明をお願いします。
- 職員 それでは第4号議案、相続税の納税猶予適格者証明願の審議について、説明させていただきます。
議案書7ページをお開きください。
今月の申請は4件です。対象地及び相続関係を示す資料等の添付書類は整っています。
1番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、被相続人の子が猶予を受けようとするものです。対象地は全て、全面積が継続して耕作状態にあります。
2番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、被相続人の子が猶予を受けようとするものです。対象地は全て、全面積が継続して耕作状態にあります。
3番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、被相続人の子が猶予を受けようとするものです。対象地は全て、全面積が継続して耕作状態にあります。
4番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、被相続人の子が猶予を受けようとするものです。対象地は全て、全面積が継続して耕作状態にあります。
第4号議案は以上4件で、対象地は、田●●●m²、畑●●●m²、合計●●●m²となっております。
ご審議をよろしく申し上げます。
- 議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見、ご質問はありませんか。
それでは、ご意見が無いようですので採決いたします。

第4号議案の相続税の納税猶予に関する適格者証明願については、全案件を議案書のとおりに証明することに異議はございませんか。

全委員 異議無し。

議長 異議がないということですので、第4号議案については全案件を議案書のとおりに証明することに決定いたしました。

それでは、次の審議に移ります。

第5号議案 相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認について、の審議を開始します。

それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

職員 それでは第5号議案、相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の審議についてご説明します。

議案書の8ページをご覧ください。

1番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。

2番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。

3番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。

4番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。

対象地は全て、納税猶予申告時と同じく農地として利用されております。

第5号議案は以上4件で、税務署あてに報告しようとするものです。

対象地の面積は田●●●㎡、畑●●●㎡、計●●●㎡となります。

ご審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見、ご質問はありませんか。

それでは、ご意見が無いようですので採決いたします。

第6号議案の相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認については、全案件を議案書のとおりに税務署に報告することに異議はございませんか。

全委員 異議無し。

議長 異議がないということですので、第5号議案については全案件を議案書のとおりに税務署に報告することに決定いたしました。

それでは、次の議案の審議に移ります。

第6号議案 農用地利用集積計画の承認について、の審議を開始します。

それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

職員 それでは第6号議案、農用地利用集積計画の承認についてご説明します。

議案書10ページをお開きください。

全ての申請について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める、利用権設定に関する要件はすべて満たしていると思われます。

利用権設定の内、番号に下線が付されているものが新規設定で、残りは従前からの再設定です。

今月は新規設定が19件、再設定が6件で合計25件となっており、そのうち、賃借権が14件、使用貸借権が6件となっております。

設定しようとする土地での地区別の内訳は、1番～3番が多家良地区・4筆・3件、4番～8番が勝占地区・7筆・5件、9番が渭東・沖洲地区・1筆・1件、10番が上八万地区・2筆・1件、11番～14番が入田地区・11筆・4件、15番が不動地区・1筆・1件、16番～18番が川内地区・12筆・3件、19番～22番が国府地区・6筆・4件、23番が南井上地区・1筆・1件、24番・25番が北井上地区・3筆・2件となっております。

利用権設定については以上で、田24筆35, 254㎡、畑24筆34, 399, 39㎡の合計48筆69, 653, 39㎡となります。

第6号議案の農用地利用集積計画の承認についての説明は以上です。ご審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見、ご質問はありませんか。

それでは、ご意見が無いようですので採決いたします。

第6号議案の農用地利用集積計画の承認については、全案件を議案書のとおり承認することに異議はございませんか。

全委員 異議無し。

議長 異議がないということですので、第6号議案については全案件を議案書のとおり承認することに決定いたしました。

以上で付議案件の審議を終了します。

続いて、事務局より報告事項の説明をお願いします。

職員 それでは報告事項について説明します。

議案書14ページをお開きください。

1番は、農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出についてです。15ページに渡り9件、受理しました。

16ページをお開きください。

2番は、農地法第5条第1項の規定に基づく許可の決定及び指令書の交付についてです。1件、交付しました。

17ページをご覧ください。

3番は、農地法第4条第1項第7号の規定に基づく農地転用の届出についてです。18ページに渡り10件、受理しました。

19ページをご覧ください。

4番は、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出についてです。20ページに渡り10件、受理しました。

21ページをご覧ください。

5番は、農地法第18条第6項の処理についてです。4件受理しました。

23ページをお開きください。

6番は、農地の転用制限の例外（農地法第4条）についてです。1件受理しました。

24ページをお開きください。

7番は、地目変更登記に係る照会に対する回答についてです。2件、回答しました。

25ページをご覧ください。

8番は、農用地利用集積計画の取下についてです。1件受理しました。

報告事項についての説明は以上です。

議長 報告は以上ですが、何かご意見等はございませんか。

それでは、以上をもちまして、平成30年7月徳島市農業委員会総会一農地関係を閉会いたします。

次回は8月27日（月）の開催予定となっておりますのでよろしくお願いいたします。
ありがとうございました。

（16時40分）